

大阪府建設リサイクル法実施指針（抜粋）（平成24年3月）

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材 廃棄物の再資源化等の促進のための方策

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

（2）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の基礎材等、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の基礎材等に利用することを促進する。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

（2）府の事業での率先利用の具体的方策

ア コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた物の利用

道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

さらに、その他の用途についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用に努める。